

令和4年9月26日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 古賀 誠視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について9月2日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第46号議案 古賀市コスモス館条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、古賀グリーンパーク及びその周辺地域において観光・物産・情報発信拠点形成に取り組むに当たり、古賀市コスモス館を古賀市の農産物や食品加工製品をはじめとする物産の販売、情報発信の拠点とするため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. コスモス館の利用者の構成の過半数は、古賀市内の者と考えている。使用する団体等には障がい者との交流事業や体験等、受入れの働きかけを行っていく。福祉課との直接的な関わりはなくなるが、障がい福祉やその他福祉を進める市の大きなスタンスの中では関わりは続いていく。
2. コスモス館は築年数が20年以上経っており、大きな改修も含めて計画的に工事等を行っていきたい。古賀グリーンパーク及びその周辺一帯を、観光・物産・情報発信拠点として整備する中で、しっかり計画していく。

【意見】

(賛成意見)

- ・本条例は、障がい福祉部分を削り、古賀市の農業及び工業、その他の産業の発展と改め、直販所部分を残し、利用を進めていくことになっている。この中には障がい者の社会参加や障がい福祉を進めることが含まさ

れており、実現されることを期待して、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第47号議案 古賀市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例及び古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたこと、大内田地区地区計画の内容を建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく制限として定める必要が生じたことから、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 大内田地区に造られる新たなスケートパークについて、位置は決まっているが、形状やスケジュール等の詳細は、これから調整する。
2. コスモス館前の現スケートパーク及びその横の畑の部分を駐車場とする案を最有力として検討しており、この工事に入るタイミングについては、新しく出来上がった施設の供用開始後になると考えている。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。